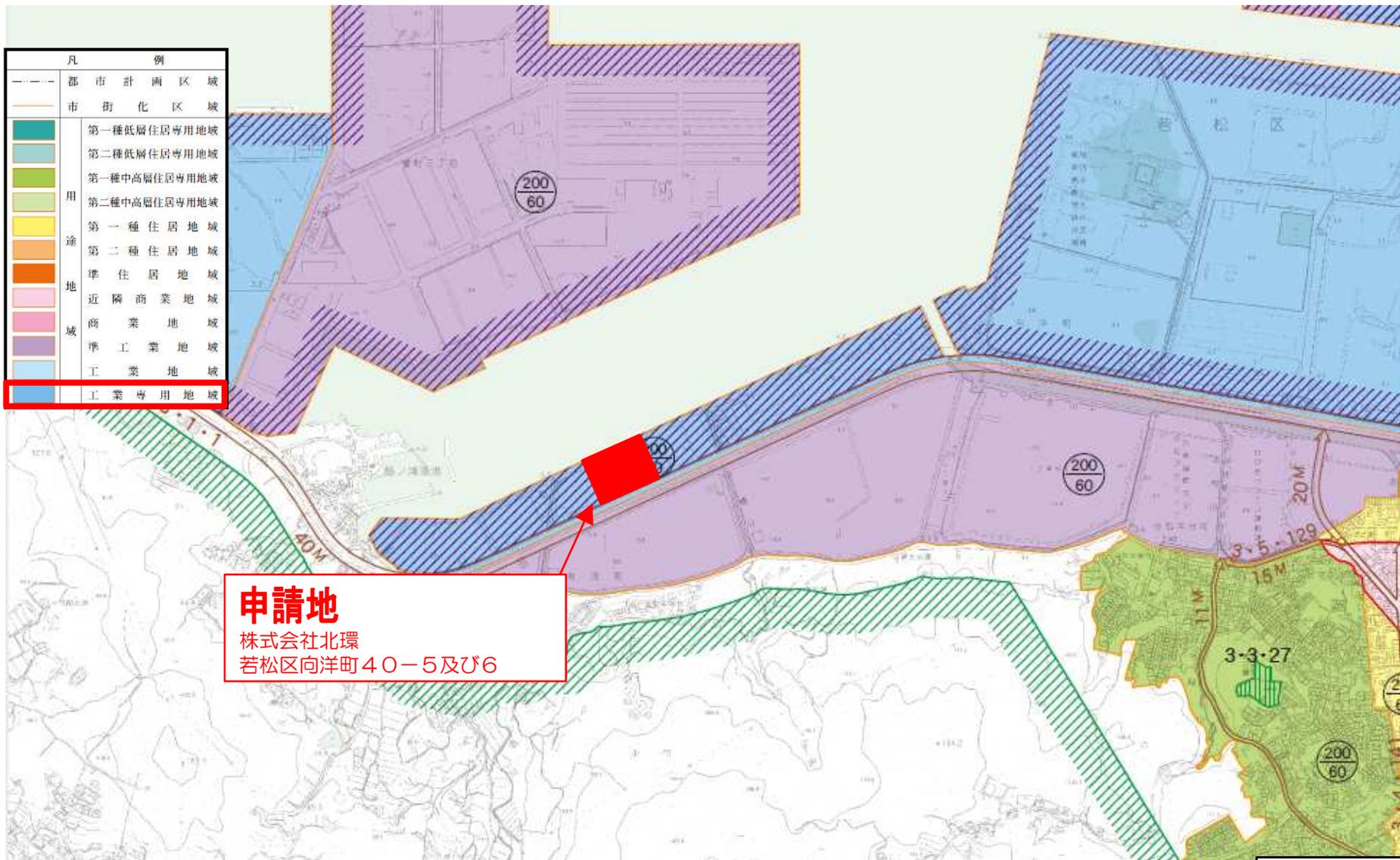
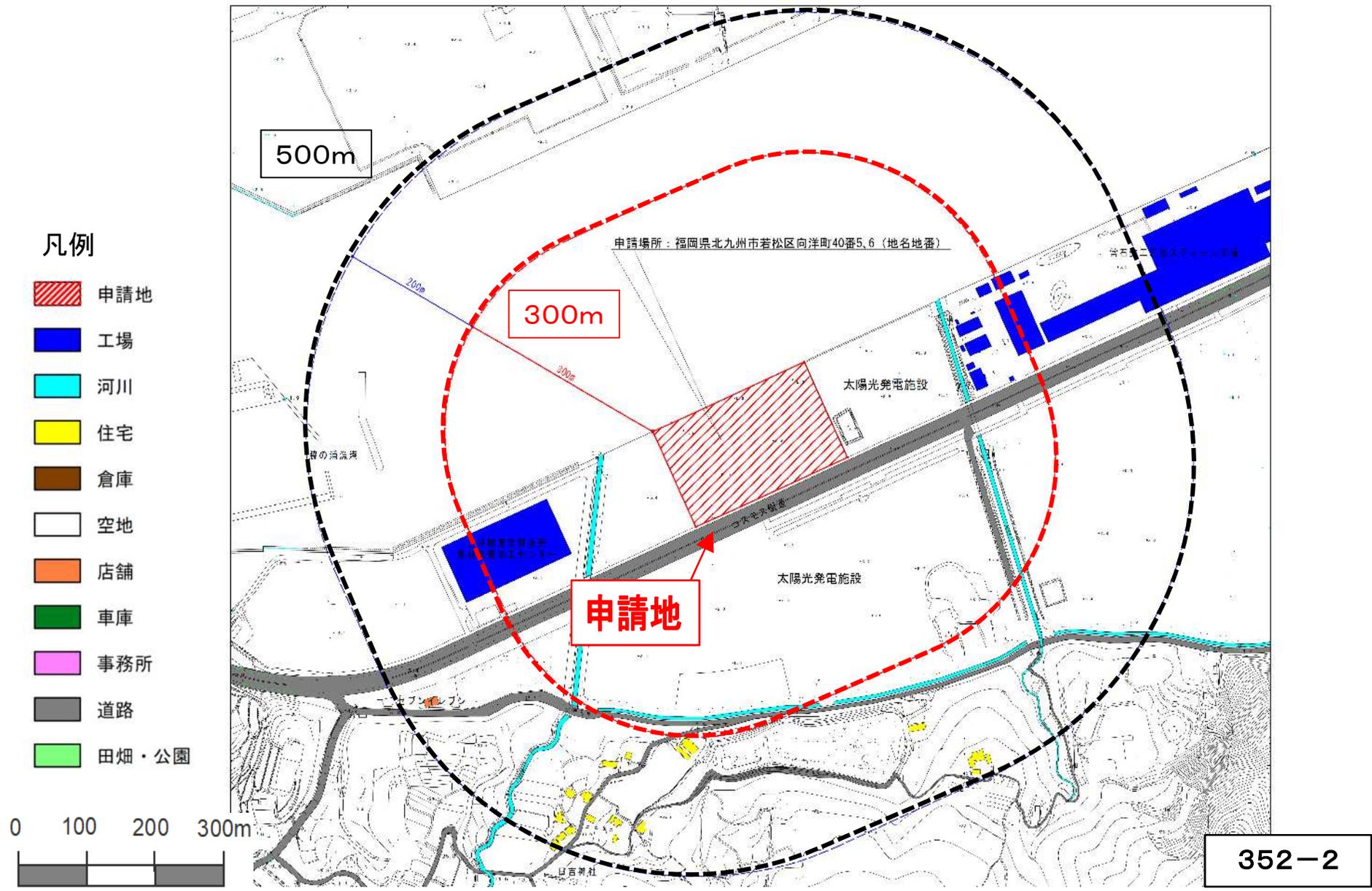


建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【付近見取図(用途地域図)】



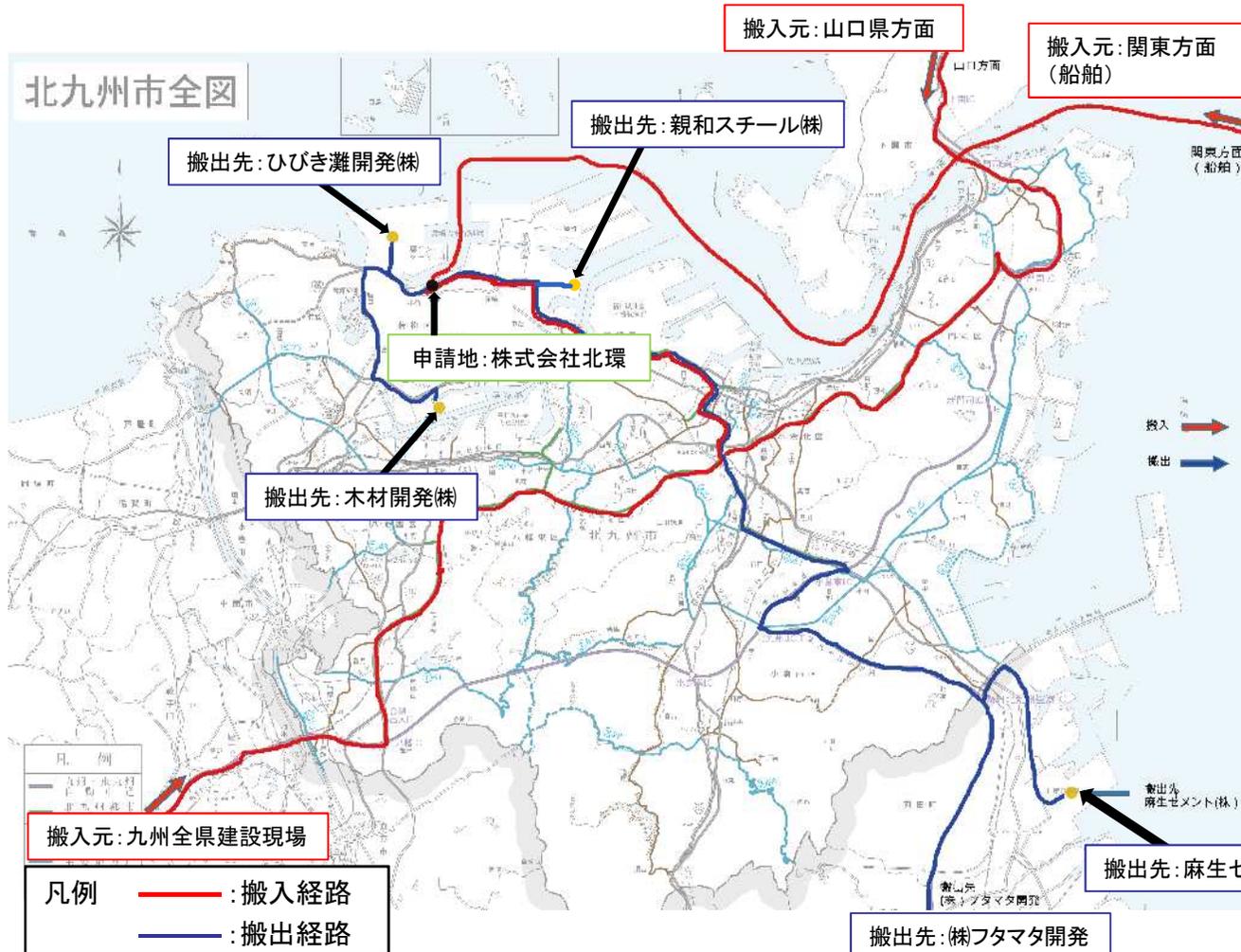
建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

廃棄物は福岡県内を中心に関東圏、関西圏、山陰圏、中国圏及び九州圏内の排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により車両及び船舶にて申請地へ搬入する。搬入後の廃棄物は、破砕処理を行った後、リサイクルや燃料としての活用、埋立地へ搬出する。
主な搬入出経路は、（都市）高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。



2. 運搬計画

(1) 搬入出量

■搬入	廃棄物	1020.0 t/日
■搬出	リサイクル・燃料化・埋立	1020.0 t/日
計		2040.0 t/日

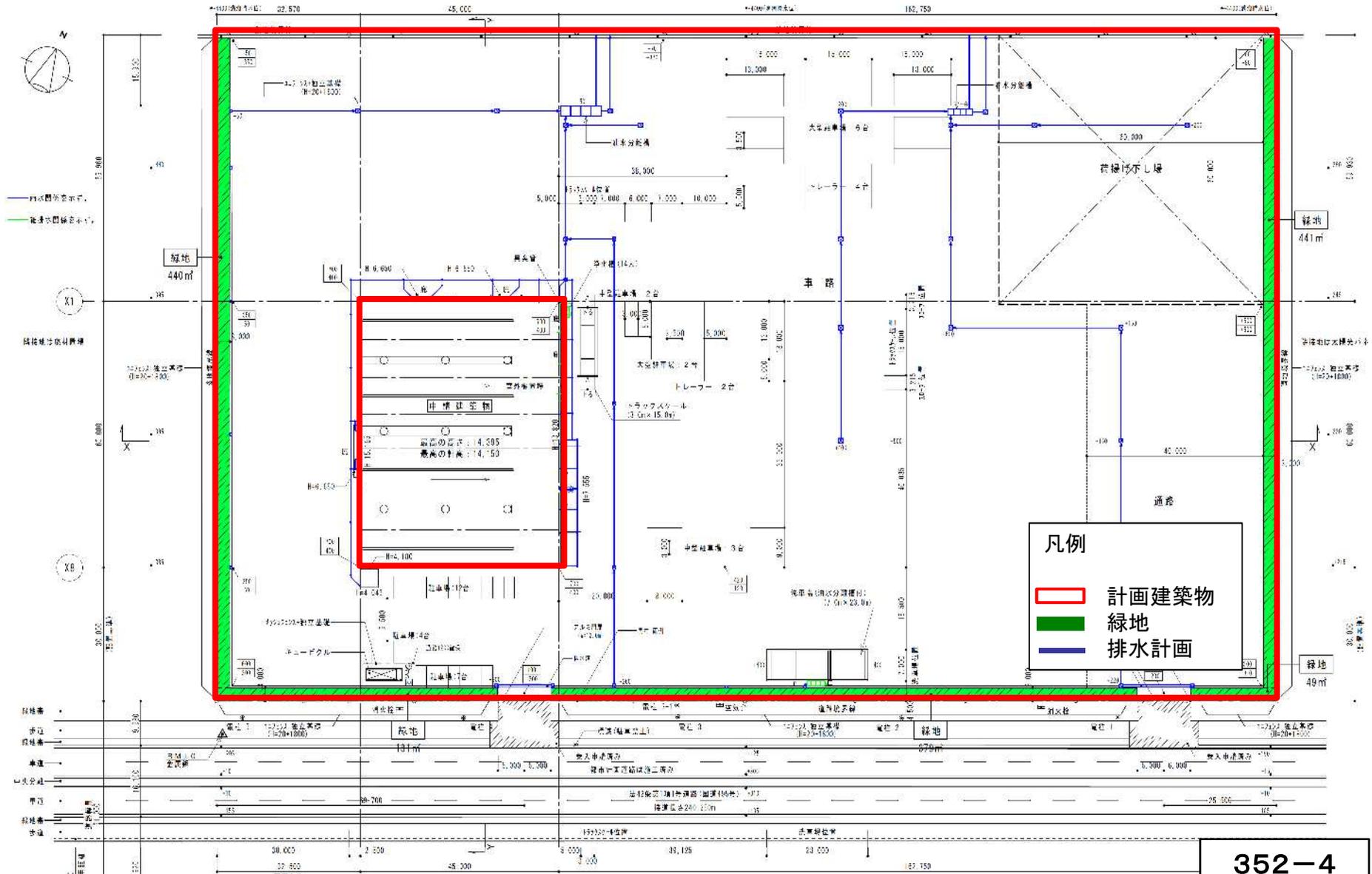
(2) 搬入出の起点及び終点

- 搬入物の起点
福岡県内、関東圏、関西圏、山陰圏、中国圏及び九州圏内の排出事業者
- 搬入終点
申請地
- 搬出起点
申請地
- 搬出終点
廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・ゴムくず（リサイクル・燃料化）
麻生セメント(株)（福岡県苅田町）
(株)フタマタ開発（鹿児島県鹿児島市）
木くず（リサイクル）
木材開発(株)（北九州市若松区）
がれき類・ガラスくず及び陶磁器くず（埋立）
ひびき灘開発(株)（北九州市若松区）
金属くず
親和スチール(株)（北九州市若松区）

(3) 搬入出台数（最大）

■搬入	50台/日（船舶 1隻/月）
■搬出	51台/日
合計 101台/日	

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【配置図】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【搬入出図】

